

非常勤職員に関する事務手続きについて

☆対象者

茨城県教育委員会の所管する職員及び市町村立学校職員給与負担法第 1 条に規定する職員で、公立学校共済組合茨城支部に所属する組合員となっています。下記の①～⑤に当てはまる職員が現職会員として加入できます。

- ①公立学校共済組合資格を有している職員（任意継続を除く）
- ②県から給与が支給されている（県費）職員
- ③定年年齢に達していない職員
- ④退職医療事業に加入していない職員
- ⑤過去に任意退会をしていない職員



(1) 加入手続きについて

次の書類を教職員互助会ホームページの申請書一覧から印刷して、教職員互助会に提出してください。
また、加入チェック後にご連絡をいたしますので、3 カ月分の掛金の振り込みをお願いいたします。

- ①加入申込書兼変更報告書（様式第1号）
 - ②被扶養者申告書（様式第2号） ※該当者のみ
 - ③口座振替依頼書 ※お電話いただいた際に所属宛郵送いたします。ご記入の上ご返送ください。
 - ④発令通知書、雇用通知書等の写し（雇用期間がわかるもの）
 - ⑤3 カ月分の掛金振込 ※振込手数料本人負担
- ➡ 口座振替が4 カ月目以降となるため、本人より3 カ月分の掛金を先に振込していただきます。



※加入申込書兼変更報告書（様式第1号）に記入して頂く銀行口座は口座振替を行う口座をご記入ください。

※加入対象者は定年年齢未満の方で、加入できる期間は定年年齢となった年度末までとなります。

【移行期間中の定年年齢早見表】

生年月日	定年年齢	現職会員になれる期間
昭和 36 年以前に生まれた方	60 歳	定年年齢を超えたため加入できません
昭和 37 年生まれ（s37.4.2 ～ s38.4.1）	60 歳	定年年齢を超えたため加入できません
昭和 38 年生まれ（s38.4.2 ～ s39.4.1）	61 歳	定年年齢を超えたため加入できません
昭和 39 年生まれ（s39.4.2 ～ s40.4.1）	62 歳	令和 8 年度（R9.3.31）まで
昭和 40 年生まれ（s40.4.2 ～ s41.4.1）	63 歳	令和 10 年度（R11.3.31）まで
昭和 41 年生まれ（s41.4.2 ～ s42.4.1）	64 歳	令和 12 年度（R13.3.31）まで
昭和 42 年生まれ（s42.4.2 ～ s43.4.1）	65 歳	令和 14 年度（R15.3.31）まで
昭和 43 年以降に生まれた方	65 歳	65 歳を迎えた年度末まで

(2) 掛金について

ア 掛金（本人）

一般事業掛金分の 5/1000 を納入してください。退職医療事業の積み立ては行いません。

⇒掛金額は、毎年度 4 月 1 日の年齢区分に応じた次の給料月額×5/1000 の額（積算の基礎となる給与月額は 100 円未満の端数切り捨て）

年齢区分	給料月額	<掛金額>令和8年 4 月 1 日の給料表による例
40 歳未満	行政職給料表 Ⅰ 級 27 号給の額	235,000 円×5/1000 = 1,175 円/月 ⇒ 14,100 円/年
40 歳以上	行政職給料表 Ⅰ 級 79 号給の額	264,100 円×5/1000 = 1,320 円/月 ⇒ 15,840 円/年

※他の会員同様、給与改定による遡及調整を行います。給与改定が行われた際には別途お知らせいたします。

イ 被扶養者掛金(家族)

被扶養者1人につき月額100円です。

所属区分	被扶養者掛金の対象者	掛金額(月)
県立学校	公立学校共済組合で認定された被扶養者	1人100円
小・中学校		
教育関係団体	全国健康保険協会管掌健康保険で認定された被扶養者	

※主に家族療養費の給付に充てられています。

ウ 掛金の納入方法

非常勤職員の教職員互助会掛金の納入は、個別納付となります。毎年度4月1日の年齢区分に応じた掛金額、被扶養者掛金の3カ月分を次の振込口座にお振り込みください。4カ月目以降の掛金納入は口座振替になります。

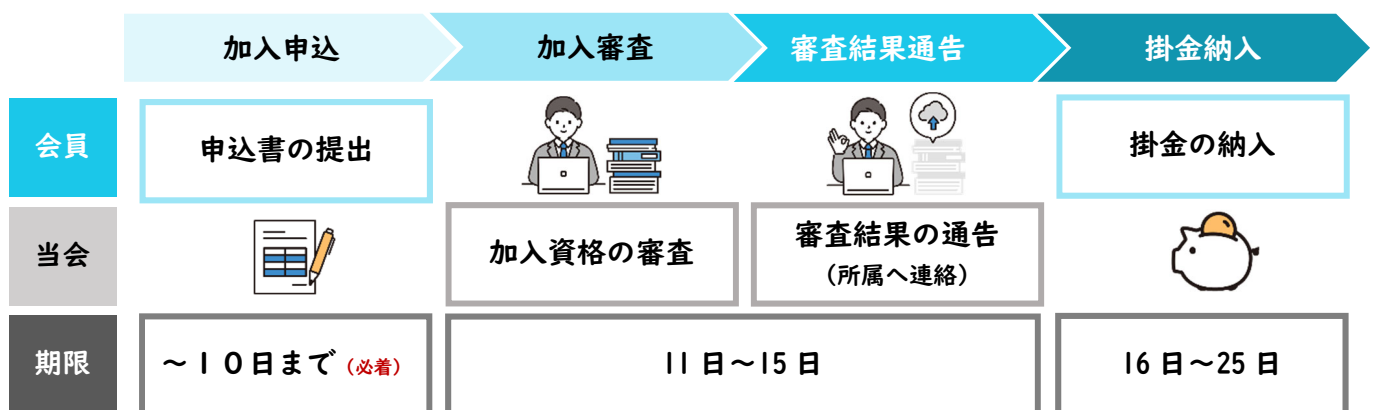
※当会担当より加入可能の連絡を受けてからお振り込みください。

令和8年度 振込金額	【40歳未満の方】3,525円 + 被扶養者掛金額
	【40歳以上の方】3,960円 + 被扶養者掛金額
振込口座	常陽銀行 県庁支店 普通預金 1138466

【注意点】

- ①振込の際、振込名義人の前に「111」の番号入力をお願い致します。
- ②振込手数料は本人負担となります。21日までにお振り込みください。
- ③常陽銀行の口座をお持ちでない方は口座振替が利用できません。4カ月目以降も振り込みになります。
- ④口座振替手数料は本会が負担します。口座振替日(引落日)は毎月21日です。(土日祝日の場合、翌銀行営業日)
- ⑤上記は令和8年4月1日時点の金額となります。給与改定があった際には上記の金額と異なりますので、必ず互助会にご連絡のうえ、金額をご確認してお振り込みください。

(3) 手続きの流れについて



(4) 給付手続きについて

非常勤職員の医療費・入院見舞金・家族療養費の給付は請求方式になります。教職員互助会ホームページの申請書一覧から各種給付の書類を印刷して頂き、教職員互助会に提出してください。

(5) 退会手続きについて

退職予定日の前月15日までに退会届(様式第3号)を提出してください。

※一般事業掛金のみ納入のため、退職医療事業への加入はできません。